

高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金

【令和6年度募集要領】

**令和6年4月1日以降に県からの交付決定を受けた後、
導入工事に着手する事業が対象です。**

一次募集の募集期間を、令和6年2月末までとしており、それ以降に、審査、県から事業者の内定、事業者からの県への交付申請を経て、4月1日以降に県から事業者への交付決定となります。

令和6年1月制定

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

1. 事業の目的

2050年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 募集期間

一次募集 令和6年2月29日（木）まで 17時必着

二次募集 令和6年3月1日（金）から令和6年4月30日（火）まで 17時必着

三次募集 令和6年5月1日（水）から令和6年6月28日（金）まで 17時必着

四次募集 令和6年7月1日（月）から令和6年8月30日（金）まで 17時必着

※ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

3. 事業の期間

本事業における補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和7年2月28日までとなります。

また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む）している事業は対象となりません。

補助事業の完了は、本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡しが済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。太陽光発電設備等の導入が完了し、電力の供給ができる状況であることが必要です。

ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、補助事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合、補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付の対象外とします。

4. 補助対象事業

(1) 導入設備の規模等について

対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、補助施設において必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とします。

(2) 本事業における附帯工事の範囲について

本体工事に付随する必要最小限の範囲であれば、本事業の対象となります。

(3) 既存設備の撤去に係る工事費について

本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去費については補助対象外となります。

(4) 施設の耐震化について

耐震工事については対象外となります。

なお、太陽光発電設備や蓄電池設備を設置する施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。

(5) 新築又は増築する場合の取扱いについて

新設又は増築する施設に、太陽光発電設備や蓄電池設備を導入する場合も補助対象とします。ただし、あくまでも太陽光発電設備等の導入に係る部分のみが対象となりますので、契約上設計費等の本体工事と区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。

(6) 計測器等の取扱いについて

発電量等の事業効果を把握するための計測器（計測データの取得、管理専用のパソコンを含む）については補助対象となりますが、啓発用のパソコンやモニター等は補助対象外となります。

(7) 補助対象設備の所有権について

割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については補助対象外となりますのでご注意ください。

(8) 太陽光発電設備によって得られた環境価値について

本事業によって得られる環境価値のうち、補助事業者が発電した電力量に紐づく環境価値を補助事業者に帰属している必要があります。

(9) 太陽光発電設備で発電した電力について

補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上である必要があります。

5. 事業の対象となる設備

(1) 事業の対象となる設備の容量

太陽光発電による自家消費を促進することを補助事業の目的としており、5キロワット以上の発電容量を持つ太陽光発電設備及び蓄電池設備を備えるシステムの導入を対象とします。

なお、設備の設置に当たっては、うえの要件を満たす太陽光発電設備又は蓄電池設備を備えるシステムのいずれか一方のみを補助対象として導入しても問題ありませんが、導入後は上記要件を満たす太陽光発電設備及び蓄電池設備の両方が稼働している状態となることが要件となります。

(2) 蓄電池の条件

- 1) 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- 2) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 3) 4,800Ah・セル以上の蓄電池は、各市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電シ

システムであること。

4) 4,800Ah・セル未満の蓄電池（4,800Ah・セル未満）は下記の条件を満たすこと。

① 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

② 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

(ア) 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
(イ) 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

（表示例）「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(3) 蓄電池部安全基準は、下記の条件を満たすこと。

ア リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBAS1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

イ リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池において、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

6. 補助対象経費

本工事費、設備費、業務費

消費税に関しては、消費税仕入控除税額等がある場合はこれを減額して応募してください。ただし、

応募時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではありません（詳細は交付要綱第7条第2項を確認してください）。

7. 補助対象者

- ・県内に本社又は主たる事業所を有する法人

※なお、令和3年度まで補助対象であった以下の施設についても引き続き対象となります。

- ・県内の市町村によって福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第5号に規定するものをいう。）に指定されている福祉施設（高齢者関係施設、障害児・者関係施設、児童関係施設等）
- ・県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）
- ・県内の市町村によって救護病院は医療救護所に指定されている診療所

8. 補助率

補助対象経費総額から寄附金その他収入の額を控除した金額の3分の1以内（ただし、500万円を上限度とします。）

9. 事業計画書の提出

補助を希望する事業者は、事業計画書（様式1）を提出してください。

事業計画書に添付する書類は以下のとおりです。

- ①事業計画（様式2）
- ②導入量算定シート（様式3）
- ③太陽光発電設備を利用した取組事項（様式4）及び様式4について確認できる書類
- ④補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量について、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上であることを確認できる書類
- ⑤業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料（1者のもので可）
- ⑥事業実施場所の位置図及び、設備の配置予定図

※ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

【提出先・問合せ先】

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部環境計画推進課 太陽光発電設備等補助金担当

電話：088-821-4538

FAX：088-821-4530

Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

10. 補助事業の決定方法

提出のあった事業計画書を高知県太陽光発電設備等導入事業審査要領に基づいて県で審査を行い、同要領に基づく高知県太陽光発電設備等導入事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助事業の採択又は不採択を決定し、提出者に通知します。

選定された事業計画について、改めて補助金交付申請書を提出していただいた後、審査の上補助金の交付決定を行います。

1 1. 事業採択の必須条件

- ・ 県内に本社又は主たる事業所を有する法人であること。
- ・ 自らが所有する施設でない事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ること。
- ・ 既に蓄電池設備を導入している場合を除き、太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に導入すること。
- ・ 施設の規模や収容人数に対して、導入する太陽光発電設備や蓄電池設備の規模が適正であること。
- ・ その他、県の交付要綱で認められる事業であること。

※留意事項

- ・ 補助事業選定後、補助金交付申請書提出時には、導入する施設が耐震基準を満たしていることを確認することができる資料及び補助工事後も耐震基準を満たすことが分かる強度計算書を添付してください。(導入前及び導入後の2回、建築士等による確認を受けることが必要です。)
- ・ 補助金の交付決定後、施工業者を決定する際には、入札や3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保してください。

1 2. 余剰電力の売電について

本事業で導入する太陽光発電設備により発電された電力は、補助施設において消費するものとし、余剰電力を売電すること等は認めておりませんので、ご注意ください。

1 3. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

1 4. 事業の繰越について

「3. 事業期間」に記載のとおり、本事業における補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和7年2月28日(金)までとなります。ただし、以下の要件を全て満たすことを条件に、補助事業者に対して、繰越しの承認を行う場合がありますので、ご相談ください。

- (1) 補助事業選定通知を受領した後、令和6年11月8日(金)までに補助事業者から県に対して交付申請書が提出されていること。
- (2) 令和6年11月28日(木)までに、補助金繰越承認申請書が提出されていること。
- (3) 補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由であること。

一次募集に応募をいただいた場合、17. 選定等のスケジュール（予定）のとおり、4月中旬以降の交付決定となります。補助金交付決定前に導入工事に着手することはできません。

15. 現地確認について

現地確認を行う場合には、補助事業者の立ち合いを求めます。なお、検査を行う者からの事業内容に関する質問に対し、実際に工事をした事業者が同席して回答することは問題ありません。

16. その他

補助金の交付を受けた補助事業者は、県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力してください。

例えば、補助事業者は『こうちグリーンアクション企業』として、広報活動等に協力していただきます。具体的には、太陽光発電設備を利用した取組事項を当課が実施するカーボンニュートラルの実現に向けたシンポジウムにおいて、発表していただくことや、県が作成する普及啓発用のホームページに導入事例として紹介するといったことなどを想定しています。

また、事業実施による発電電力量、事業実施前後の施設の消費電力量や発電電力量の報告を求めるところとしていますので、記録を残すようにしてください。

17. 選定等のスケジュール（想定）

- ・ 2月29日（木） 一次募集分締め切り
- ・ 3月上旬～3月中旬 個別ヒアリング（必要に応じて）
- ・ 3月中旬 高知県太陽光発電設備等導入事業費補助金審査会の実施
- ・ 3月下旬 補助事業の選定、通知
- ・ 3月下旬 補助金交付申請受け付け開始
- ・ 4月中旬以降 補助金交付決定、通知

総務省からのお知らせ

太陽光システムを原因とする無線設備への障害防止について、総務省から下記のとおりお知らせがありました。(以下、令和5年12月20日付総基環第262号「太陽光発電システムを原因とする無線設備への障害防止について(通知)」から引用)

太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでおります。特に大規模な太陽光発電所に限らず、住宅用の太陽光発電システムを構成する一部機器が地方公共団体の防災行政無線や消防・救急デジタル無線等の人命に関わる無線設備に障害を与えた事例も多く発生しています。

無線通信への影響を低減させる具体的な方法として、不要発射が少ないと見込まれる装置(例えば、CISPR11 第6.2版の基準に整合していることの認証を受けた装置)を選定するか、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工の実施、あるいは無線設備に障害を与えられた場合、ノイズフィルタを挿入するなど障がいの原因の除去を行うことが考えられます。

以上のことから、無線通信への影響を低減させる装置をご検討いただきますようお願いいたします。なお、装置や施工に関する詳細は、装置製造メーカー・施工会社へお問い合わせください。